

11 事業別売上（収入）金額（つづき）

⑩ 医療、福祉事業の収入（医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業）（つづき）
×獣医業⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×水質汚濁測定分析（環境計量証明）⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×歯科医の指示によらない歯科材料の製造⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）⇒「⑩教育、学習支援事業の収入」 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入（各エネルギーの供給などを行う事業）
○電力事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益） ○自家発電の電力販売 ○ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益） ○地域冷暖房事業 ○下水道処理施設維持管理業 ×電気製品の販売店⇒「⑤小売の商品販売額」 ×電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」 ×電気工事、給排水設備工事⇒「⑥建設事業の収入（完成工事高）」 ×灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額⇒「⑤小売の商品販売額」 ×灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額⇒「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 ×かんがい用水供給⇒「①農業、林業、漁業の収入」
⑫ 運輸、郵便事業の収入（旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業）
○鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む） ○飲食店で調理した飲食料品を配達人が自転車等により配達するサービス ○運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など） ○運輸施設の利用料収入 ×運転代行サービス ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 ×自動車駐車場 ⇒「⑦不動産事業の収入」 ×手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑬ 金融、保険事業の収入（資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業）
○銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○金融商品取引業、商品先物取引業 ○補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
⑭ 宿泊事業の収入（宿泊場所を提供する事業）
○旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。 ○リゾートクラブ事業 ×社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒「⑩医療、福祉事業の収入」 ×貸家業、貸間業 ⇒「⑦不動産事業の収入」
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入（個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業）
○ＤＰＥ（現像・焼付・引伸）の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 ○洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む） ○旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など ○衣服裁縫修理業（個人持ちの材料の縫製） ○食品賃加工業（個人持ちの材料の加工） ○映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など） ○ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○家事代行サービス ×理容学校・美容学校（各種学校） ⇒「⑩教育、学習支援事業の収入」 ×スポーツ・健康教授業 ⇒「⑩教育、学習支援事業の収入」 ×倉庫業 ⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」
⑯ 教育、学習支援事業の収入（教育や教養・技能などを教授する事業）
○幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。 ○社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など） ○職業教育事業

11 事業別売上（収入）金額（つづき）

⑯ 教育、学習支援事業の収入（教育や教養・技能などを教授する事業）（つづき）
○学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） ×保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） ⇒「⑩医療、福祉事業の収入」 ※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。 ×他の分類（「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業 ×附属病院における医業収入 ⇒「⑩医療、福祉事業の収入」 ×附属研究所における収入 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑰ 情報通信事業の収入（情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業）
○新聞、書籍の発行 ○機関誌の発行 ○通信サービス（電話、無線、インターネット接続など） ○通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） ○放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など） ○映画、テレビ番組などの制作、配給 ○広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど） ○ニュース供給（通信社のニュース供給など） ○ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など） ○情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など） ○各種調査（市場調査、世論調査など） ○情報提供サービス（不動産情報、気象情報など） ○ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む） ○ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など） ○インターネット利用サポート業務（電子認証、セキュリティサービスなど） ○サーバハウジング、サーバホスティング ×デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物（ゲーム用ディスク等）の複製・製造 ⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 ×携帯電話の販売代金 ⇒「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入（学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業）
○研究、製品開発事業 ○法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○デザイン、機械設計業 ○著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など） ○広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供） ○獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合）） ○経営コンサルタント事業 ○持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など） ×広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど） ⇒「⑰情報通信事業の収入」 ×広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒「⑨上記以外のサービス事業の収入」 ×写真現像事業 ⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 ×船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」
⑲ 上記以外のサービス事業の収入（他に分類されないサービスを提供する事業）
○廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○自動車整備事業 ○機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など） ○職業紹介・労働者派遣事業 ○建物サービス事業、警備事業 ○事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など） ○多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業 ○ペストコントロール事業（害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒） ○実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金 ○協同組合の賦課金 ○政治・経済・文化団体の会費収入 ×観光協会 ⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」 ×プラントメンテナンス ⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×農作物の害虫駆除 ⇒「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

● 12～16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。

● 15・16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。

● 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）

● 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額

● 令和5年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
● 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
● 中古品は含めません。

① 設備投資を行った

② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円
有形固定資産（土地を除く）						1	0	0			0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）								5	0		0,000

（万円未満四捨五入）

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

13 自家用自動車の保有台数

● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

(1) 貨物自動車	※人員輸送のみの使用は除きます。	(2) 乗用自動車	(3) バス
0 台		0 台	2 台

14 土地・建物の所有の有無

● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	① 有る	② ない	建物	① 有る	② ない
----	------	------	----	------	------

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

15 資本金等の額及び外国資本比率

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

(2) うち外国資本比率を記入してください。

十	兆	兆	千	百	十	億	億	千	百	十	万	万	円
								1	0	0	0		0,000

（万円未満四捨五入）

		0	.0	%
--	--	---	----	---

（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

2 月	() 月
-----	-------

※本決算月を記入してください。
年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第2面）にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

● 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和5年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。

・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。

・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。

● 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和5年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。

● 固定資産に計上したリース物件のうち、令和5年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。

● 以下については、設備投資に含めません。

・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用

・店舗併用住宅の居住用部分

・中古品

13 自家用自動車の保有台数

● 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】

貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。

人員輸送のみに使用している場合は除いてください。

乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。

バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

● リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

● 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

● 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）

● 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

・ 第1面の10欄「①売上（収入）金額」の内訳について、『分類表』に記載している分類の中から売上（収入）金額が大きい分類（上位の10種類まで）を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）

・ 金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

	分類番号				サービスの種類	売上（収入）金額						又は割合（%）					
	千	百	十	億		億	千	百	万	円							
①	1	4	0	1	旅館・ホテル宿泊サービス					5	0	0	0	0.000			
②	1	5	2	0	結婚式サービス					3	0	0	0	0.000			
③	0	9	0	1	店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）					1	0	0	0	0.000			
④	1	5	0	9	公衆浴場入浴サービス					5	1	5		0.000			
⑤			—											0.000			
⑥			—											0.000			
⑦			—											0.000			
⑧			—											0.000			
⑨			—											0.000			
⑩			—											0.000			

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

17 サービス収入の内訳

● ここでいう「サービス収入」とは同封の『分類表（サービス関連産業 B）』に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。

● 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上高の内訳について、同封の『分類表（サービス関連産業 B）』に掲載している「サービスの種類」の中から、売上（収入）金額の大きい上位10種類までの「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上（収入）金額」を記入してください。

● 金額で記入できない場合は、調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。

● 事業を行っているものの、サービスの種類に対応する売上（収入）金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。

※『分類表』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

● 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

11 事業別売上（収入）金額

⑤ 小売の商品販売額	1000万円
⑨ 飲食サービス事業の収入	1000万円
⑭ 宿泊事業の収入	5000万円
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	3515万円

⑤は、サービス関連産業ではないことから、第2面17欄への記入は不要です。

17 サービス収入の内訳

17欄は上記11欄のうちサービス関連産業の事業内容ごとの内訳となります。
事業内容ごとに『分類表』から該当する「分類番号」「サービスの種類」「売上（収入）金額」を記入します。

⑭ 宿泊事業	宿泊事業（宿泊料収入）	5000万円	⇒	14-01
⑨ 飲食サービス事業	飲食サービス事業（直営レストランの飲食提供収入）	1000万円	⇒	09-01
⑮ 生活関連サービス・娯楽事業	結婚式事業（挙式、披露宴のサービス収入）	3000万円	⇒	15-20
	公衆浴場事業（浴場の入浴料収入）	515万円	⇒	15-09